

飯能市契約保証金に関する事務取扱要領

(平成14年2月1日決裁)

1 趣 旨

この要領は、飯能市契約規則（平成12年規則第1号）第26条から第29条までで規定する契約保証金に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前払金等の契約保証

- (1) 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託契約並びに建設工事の請負契約で、前金払及び中間前金払をするものにあつては、保証事業会社と当該契約保証金、前払金及び中間前払金の保証に関する契約を締結するものとする。
- (2) 前項の保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社とする。

3 契約締結時における契約保証金の取扱い

- (1) 契約保証金の取扱い
 - ① 受注者が契約保証金を現金で納付する場合は、保証金提出書（様式第1号）に現金を添えて納付するものとする。
 - ② 契約担当課は、受注者から保証金提出書が提出されたときは、歳入歳出外現金に係る調定及び納入通知書兼領収書（会計コード41会計、款01、項02、目01、契約保証金（現年度分））を発行して指定金融機関等に納入させる。
 - ③ 契約担当課は、納入通知書兼領収書を発行する際は、当該納入通知書兼領収書の件名欄に工事名、工事場所等を記載して発行し、その後直ちに調定額通知書を会計課に送付する。
 - ④ 契約担当課は、受注者から契約保証金の納入に係る領収書を提示させ、領収日付を確認し、その日付をもって当該契約締結日とし、契約書を作

成する。なお、当該領収書は、受注者に返却し、その写しを契約書と共に保管する。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の取扱い

- ① 受注者が契約保証金に代わる担保として有価証券等（以下「有価証券等」という。）を提出する場合は、有価証券提出書（様式第2号）に当該有価証券等を添えて提出するものとする。
- ② 契約担当課は、受注者から有価証券提出書が提出されたときは、有価証券等の内容を確認し、有価証券提出書に担当者確認印欄に確認印を押印し、その有価証券提出書及び有価証券等を会計課に持参させる。
- ③ 会計課は、有価証券提出書及び有価証券等が提出されたときは、保管有価証券預り証を引換えに発行し、有価証券等は、飯能市会計規則（昭和57年規則第29号）第71条から第75条までの規定により処理するものとする。
- ④ 契約担当課は、受注者から有価証券預り証を提示させ、その発行日を確認し、その日付をもって当該契約締結日とし、契約書を作成する。なお、当該有価証券預り証は、受注者に返却し、その写しを契約書と共に保管する。

(3) 金融機関又は保証事業会社による保証の取扱い

- ① 契約担当課は、受注者から金融機関又は保証事業会社による保証に係る保証書が提出されたときは、次の事項を確認する。
 - ア 名宛人が発注者であること。
 - イ 保証人が飯能市建設工事請負契約約款第4条第1項第3号に定める者であり、押印（印影印刷されたものを含む。）があること。
 - ウ 保証委託者が受注者であること。
 - エ 保証債務の履行について、保証する文言があること。
 - オ 保証債務の内容が契約に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - カ 保証に係る工事名等が契約書に記載のものと同一であること。
 - キ 保証金額が契約保証金以上であること。

- ク 保証期間が工期を含むものであること。
- ② 契約担当課は、保証契約が締結された日を確認し、その日付をもって当該契約締結日とし、契約書を作成する。なお、当該保証書は、契約書と共に保管する。
- (4) 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証の取扱い
- ① 契約担当課は、受注者から公共工事履行保証証券に係る証券が提出されたときは、次の事項を確認する。
- ア 債権者が発注者であること。
- イ 保証人の記名・押印（印影印刷されたものを含む。）があること。
- ウ 債務者が受注者であること。
- エ 保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- オ 主契約の内容としての工事名等が契約書に記載のものと同一であること。
- カ 保証金額が契約保証金以上であること。
- キ 保証期間が工期を含むものであること。
- ② 契約担当課は、保証契約が締結された日を確認し、その日付をもって当該契約締結日とし、契約書を作成する。なお、当該証券は、契約書と共に保管する。
- (5) 履行保証保険による保証の取扱い
- ① 契約担当課は、受注者から履行保証保険に係る証書が提出されたときは、次の事項を確認する。
- ア 被保険者が発注者であること。
- イ 保険会社の記名・押印（印影印刷されたものを含む。）があること。
- ウ 保険契約者が受注者であること。
- エ 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
- オ 契約の内容としての工事名等が契約書に記載したものと同一であること。

カ 保険金額が契約保証金以上であること。

キ 保険期間が工期を含むものであること。

- ② 契約担当課は、保険契約が締結された日を確認し、その日付をもって当該契約締結日とし、契約書を作成する。なお、当該証書は、契約書と共に保管する。

4 契約履行完了時における契約保証金の取扱い

(1) 契約保証金の取扱い

- ① 契約保証金が現金で納付されている場合は、契約担当課は、受注者に保管金払渡請求書（様式第3号）に歳入歳出外現金の領収書を添えて契約保証金の払渡請求をさせる。
- ② 契約担当課は、受注者から契約保証金の払渡請求があったときは、歳入歳出外現金で受け入れた科目により支出命令書を作成し、歳計現金の支出の例により契約保証金の払渡手続きを行う。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の取扱い

- ① 有価証券等が提出されている場合は、契約担当課は、当該有価証券等の還付日を定め、遅くとも還付日の3日前までに会計課にその旨を連絡する。
- ② 契約担当課は、受注者に有価証券等を還付するときは、保管有価証券還付請求書（様式第4号）に保管有価証券預り証を添えて指定した日に会計課に提出し、有価証券等と引き換えるよう連絡する。
- ③ 会計課は、保管有価証券還付請求書が提出されたときは、保管有価証券預り証の末尾の領収書欄に記名・押印をさせて有価証券等を還付する。

(3) 金融機関又は保証事業会社による保証の取扱い

- ① 金融機関が契約保証をしている場合は、契約担当課は、保管保証書受領書（様式第5号）を提出させて当該保証書を返還する。
- ② 保証事業会社が契約保証をしている場合は、保証書は返還しないものとする。

(4) 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証の取扱い

公共工事履行保証証券による保証の場合は、保証証書は返還しないものとする。

(5) 履行保証保険による保証の取扱い

履行保証保険による保証の場合は、保証書は返還しないものとする。

5 契約保証金の変更

(1) 契約金額の変更を伴う変更契約を締結しようとする場合において、次の①、②及び③のいずれにも該当するときは、契約保証金を増額し、又は減額するものとする。ただし、当初の契約において契約保証金を定めない契約を変更する場合においては、契約保証金は変更しないものとする。

- ① 当該契約変更に伴う契約金額の増額又は減額が変更前の契約金額に対して10パーセント以上であること。
- ② 当該契約変更に伴う契約金額の増額又は減額が300万円を超える額であること。
- ③ 当該契約変更後における工期が30日を超えるものであること。

(2) 契約金額の増額を伴う変更契約を締結しようとする場合で、請負者の経営が不安定な状態にあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約保証金を増額することができる。

6 契約保証金の増額の取扱い

(1) 契約保証金を増額する場合においては、当該受注者にその契約保証金の増額分を納付させるものとする。ただし、増額分を含む契約保証が既になされている場合については、この限りでない。

(2) 契約保証金の増額分の納付については、第3項で定める「契約締結時における契約保証金の取扱い」の例による。

(3) 契約保証金の増額に関する事務の取扱いについては、事業担当課において行うものとする。

7 契約保証金の減額の取扱い

- (1) 契約保証金が現金で納付されている場合で、契約保証金を減額し、当該減額分を返還するときは、受注者からの請求に基づいて行うものとする。
- (2) 現金の納付以外の方法で契約保証がなされている場合においては、当分の間、契約保証金の減額措置は行わないものとする。
- (3) 契約保証金の減額分の返還については、第4項第1号で定める「契約履行完了時における契約保証金の取扱い」の例による。
- (4) 契約保証金の減額に関する事務の取扱いについては、事業担当課において行うものとする。

8 工期の延長による保証期間の変更

- (1) 工期の延長を伴う変更契約を締結しようとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。ただし、30日以内の期間において工期の延長をしようとする場合で、市長が保証期間の延長変更をする必要がないと認めるもの及び当初の契約において契約保証金を定めない契約の工期を延長しようとする場合については、この限りでない。なお、履行保証保険による保証で、その保険期間が工事が完成するまでとなっているものについては、変更手続きを行わなくて差し支えない。
- (2) 金融機関等の保証に係る保証書が提出されている場合において保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間が変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出するように求めるものとする。
- (3) 公共工事履行保証証券に係る証券が提出されている場合において保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間が変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出するように求めるものとする。

(4) 工期の延長による保証期間の変更に関する事務の取扱いについては、
事業担当課において行うものとする。

9 工期の短縮による保証期間の変更

工期の短縮を行おうとする場合においては、当分の間、保証期間の変更は
行わないものとする。

10 その他

この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以後に締結する契約について適用する。

保証金提出書

(提出の事由)

(あて先) 飯能市長

平成 年 月 日

住所

氏名

印鑑

上記事由により、下記の金額を保証金として提出します。

金 _____ 円

工事名 (業務名)

(注) 保管金の払渡し時に印鑑照合を行いますので、印影を鮮明に押印してください。

有 価 証 券 提 出 書

(提出の事由)

(あて先) 飯能市会計管理者

平成 年 年 日

住 所

氏 名

印 鑑

上記事由により、下記の有価証券を提出します。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

工事名 (業務名)

(注) 保管有価証券払渡し時に印鑑照合を行いますので、印影を鮮明に押印してください

担当者確認印	
--------	--

様式第3号

保 管 金 払 渡 請 求 書

(払渡の事由)

(あて先) 飯能市長

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印 鑑

上記事由により、下記保管金を請求いたします。

金 _____ 円

保証金提出書の日付及び番号 平成 年 月 日 平成 年度第 号

振 込 先 _____ 銀行 _____ 支店

口座種別 1 普 通 2 当 座

名 義 _____

口座番号 _____

様式第4号

保管有価証券還付請求書

(提出の事由)

(あて先) 飯能市会計管理者

平成 年 月 日

住所

氏名

印鑑

上記事由により、下記保管有価証券を還付してください。

証券名称	枚数	総額面	内 訳			備考
			額面	回記号	番号	

有価証券提出書の日付及び番号

平成 年 月 日 平成 年度 第 号

様式第5号

保管保証書受領書

(提出の理由)

(あて先) 飯能市長

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

上記事由により、下記保管保証書を受領いたしました。

記

- 1 工事名 (業務名)
- 2 銀行等の名称